

# 若年運転者講習について

## 若年運転者講習とは？

**受験資格特例教習**を修了し、第二種・大型・中型免許を取得した方が、若年運転者期間（これらの免許を最初に受けた日から21歳（中型は20歳）に達するまでの間で、免許停止期間を除く。）に交通違反等をし、その**違反合計点数が3点以上に達した場合（1回の違反で3点に達した場合を除く。）**に受ける講習です。

### 受験資格特例教習とは

道路交通法改正により、第二種免許、大型及び中型免許を取得するための受験資格が緩和されました。受験資格要件を19歳以上かつ普通免許等保有1年以上に特例的に引き下げるために受ける教習のことを受験資格特例教習といいます。

若年運転者講習の受講対象となった方には、居住地を管轄する公安委員会から講習の通知（受講日と受講場所を指定）が届きます。

この通知を受け取ってから1か月以内に講習を受講しなかった場合、または講習を受講した後、残りの若年運転者期間中さらに違反合計点数が3点に達した場合（1回の違反等で3点に達した場合を除く。）には**特例取得免許が取り消しとなります。**

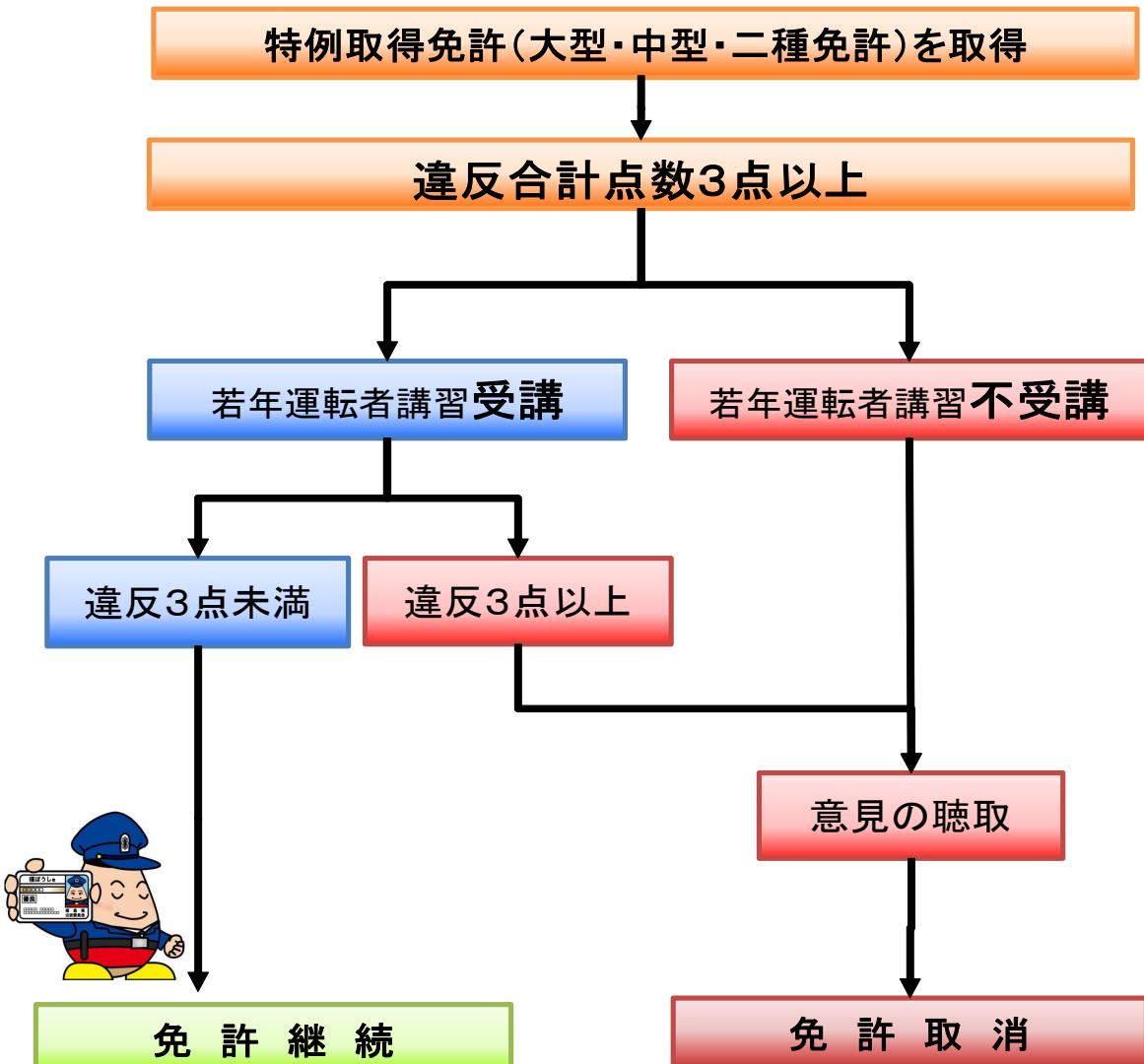
## 講習内容は？

### 講習の内容・時間・料金

講習内容		講習方法	講習時間
一日目	1 運転適性検査	検査	1時間
	2 技能録画①	実車	1時間
	3 性格と運転の概説	座学	1時間
	4 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導①	座学	1時間
	5 安全運転のための指導①	実車	1時間
二日目	6 技能録画②	実車	1時間
	7 運転適性検査の結果及び録画映像に基づく個別指導②	座学	1時間
	8 安全運転のための指導②	実車	1時間
	9 講習全体の振り返り	座学	1時間
講習時間合計		9時間	
講習料金(通知手数料1,000円を含む)		24,400円	

一日目5時間、二日目4時間の計9時間

## 若年運転者講習の流れ



問い合わせ先（連絡先）

福島県警察本部 運転免許課 講習係（電話 024-591-4372）

【土、日、祝祭日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで】